



平成 22 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社 アテクト  
代表者名 代表取締役社長 小高 得央  
( J A S D A Q ・ コード 4 2 4 1 )  
問い合わせ先  
責任者役職名 管理ディヴィジョンリーダー  
氏 名 飯野 磨  
T E L ( 072 ) 967 - 7000 ( 代表 )

## 当社取締役に対するストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成22年5月21日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び239条の規定に基づき、当社取締役に対して特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき承認を求める議案を、平成22年6月23日開催予定の第41期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ致します。

### 記

#### 1. 提案の理由

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任すること、および当社取締役に割当てる新株予約権について、会社法第361条に規定される取締役に対する報酬等の額ならびに具体的内容につき、ご承認をお願いするものであります。

#### 2. 報酬等の額

会社法第361条の規定に基づき、当社取締役に対して、非金銭的報酬等であるストックオプション報酬としての新株予約権を年額3千万円以内の範囲で付与することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）ですが、同総会において付議される第1号議案が原案どおり承認可決されますと取締役は4名（うち社外取締役1名）となります。

#### 3. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の総数

1,500個を1年間の上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。ただし、後記(2)に定める株式数の調整を行った場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数についても同様の調整を行うものとする。

##### (2) 新株予約権の目的である株式の種類および数またはその数の算定方法

普通株式150,000株を1年間の上限とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併を行い新株予約権が承継される場合、または会社分割を行う場合、ならびに当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、必要と認める株式の数の調整を行う。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの出資金額（以下「行使価額」という。）に（3）に定める新株予約権 1 個当たりの普通株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における大阪証券取引所（ジャスダック市場）における当社普通株式の終値の平均値または新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の前日の大阪証券取引所（ジャスダック市場）における当社普通株式の終値（取引が成立していない日を除く。）のうちいずれか高い方に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切上げる。）とする。

なお当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権の行使によるものを除く。）を行う場合または自己株式の処分を行う場合（会社法第 194 条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合は除く。）は、次の算式により行使価格を調整し、調整の結果、生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり行使価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

さらに、上記のほか、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

平成 24 年 7 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日

(5) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権発行時において当社の取締役であった者は、新株予約権行使時においても当社の取締役の地位にあることを要する。ただし当社の取締役会が認める正当な事由のある場合にはこの限りではない。

② その他の条件は新株予約権発行の定時株主総会および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「第 8 回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(6) 当社取締役への割当てに係る報酬等の算定規準

報酬等として割り当てる新株予約権の額の算定規準は、割当日において算出される新株予約権 1 個当たりの公正価値に、当社取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額とする。新株予約権 1 個当たりの公正価値とは新株予約権の割当日の株価および行使価額等、諸条件をもとに株式オプション価格算定モデルを用いて算出される金額とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権の取得条項

対象者が新株予約権の行使の条件を満たさない状態となった場合および対象者との間で締結する「第 8 回新株予約権割当契約」で定める条件に該当することとなった場合は当社は当該新株予約権を取締役会の決議をもって無償で取得することができる。

4. 新株予約権の募集事項

新株予約権の募集事項の決定については、当社取締役会に委任する。

以 上